

二	別表一の二の項に掲げる者	施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る法第二十四条の二第二項の規定により算定された障害児施設給付費の額に九十分の百、法第二十四条の五の規定が適用される場合にあつては、百分の百を都道府県特例割合で除して得た額(を乗じて得た額に三・〇四を乗じて得た額(その額の一円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。))ただし、当該額が一萬五千円を超えるときは、一萬五千円とする。
---	--------------	--

別表三		施設給付決定保護者の区分	額
一	施設給付決定に係る障害児が十八歳未満の施設給付決定保護者		三万四千円
二	六十五歳以上の加齢児		三万円
三	六十歳から六十四歳までの加齢児又は国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)に基づく障害基礎年金を受給する加齢児のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の一級に該当するもの(前項に掲げる者を除く。)		二万八千円
四	前三項に掲げる者以外の者		二万五千円

○厚生労働省告示第五百六十一号
 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十一第二項の規定に基づき、家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、表の二の項中「掲げる者」とあるのは、掲げる者又は同項第一号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定障害者(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)の額を合計した額が二万円未満であるものとする。

平成十八年九月二十九日		厚生労働大臣 柳澤 伯夫
児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額		
児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)以下「令」という。第二十七条の十一第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる施設給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。		
施設給付決定保護者の区分		
一	一次項に掲げる者以外の者	額 七万九千円
二	令第二十七条の十一第二項第二号から第四号までに掲げる者	五万円

○厚生労働省告示第五百六十三号
 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき、食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条の十一第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる施設給付決定(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定をいう。)に係る障害児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

施設給付決定に係る障害児の区分		額
一	十八歳未満の者	三万四千円
二	六十五歳以上の者	三万円
三	六十歳から六十四歳までの者又は国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の一級に該当するもの(前項に掲げる者を除く。)	二万八千円
四	前三項に掲げる者以外の者	二万五千円

○厚生労働省告示第五百六十四号
 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五十一条の六第二号イ(1)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

児童福祉法施行規則第五十一条の六第二号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣が定める額

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五十一条の六第二号イ(1)の規定する厚生労働大臣が定める額は、次の各号に掲げる者とする。

一 六十歳以上の者

二 六十歳未満の者であつて、国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)に基づく障害基礎年金を受給する者のうち障害の状態が同法第三十条第二項に規定する障害等級の一級に該当するもの

○厚生労働省告示第五百六十五号
 児童福祉法に基づき指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十八号)第二十条第四項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)、第五十六条第四項(第六十八条第二項において準用する場合を含む。)、及び第七十五条第四項の規定に基づき、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針

一 適正な手続の確保

指定知的障害児施設(児童福祉法に基づき指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十八号)以下「指定施設基準」という。第一条第二号に規定する指定知的障害児施設をいう。)、指定第二種自閉症児施設(同条第四号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。)、指定知的障害児通園施設(同条第五号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。)、指定盲ろうあ児施設(同条第六号に規定する指定盲ろうあ児施設をいう。)、指定肢体不自由児施設(同条第十号に規定する指定肢体不自由児施設をいう。)、指定肢体不自由児通園施設(同条第十一号に規定する指定肢体不自由児通園施設をいう。)(又は指定肢体不自由児療護施設(同条第十二号に規定する指定肢体不自由児療護施設をいう。))以下「指定知的障害児施設等」と総称する。における食事の提供及び光熱水費に係る契約(以下「契約」という。))の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。